

香川県小学生バレーボール連盟体罰・暴力に関する処理規定

- 第1条 (目的)
- 1 この規定は、香川県小学生バレーボール連盟規約第3条の目的達成のために定める。
 - 2 この規定は、香川県小学生バレーボール連盟登録チームの指導者(以下「指導者」という。体罰・暴力の防止と事後処理の適正を図るとともに、香川県小学生バレーボール連盟の行対応等について基本的事項を定めることを目的とする。

- 第2条 (報告等)
- 1 指導者が別紙様式1の一般的基準に該当する場合は、各チームの代表者、育成者代表者(以下「通報者」という。)はブロック代表を通じて香川県小学生バレーボール連盟に通報しなければならない。
 - 2 通報者は、様式2に基づき記入し、香川県小学生バレーボール連盟 ブロック代表に提出す
 - 3 ブロック代表は、関係ブロック内役員を招集し、様式3に基づき関係者の事情を調査する。
 - 4 ブロック代表は、調査結果を、香川県小学生バレーボール連盟 指導普及委員長に提出す
 - 5 香川県小学生バレーボール連盟 指導普及委員長は、ブロック代表の調査結果を経て香川県小学生バレーボール連盟 理事長に常任理事会の招集を要請する。

第3条 (処分の基準)

処分の一般的基準は、様式1の罰則に基づく。

第4条 (処分の決定)

処分は、常任理事会で決定する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

様式1

体罰・暴力に関する罰則内容

区 分	一 般 的 基 準	罰 則
レベル1	☆ことばによる暴力、飲酒を伴う指導など	★口頭による嚴重注意
レベル2	☆レベル1の繰り返し	★文書による嚴重注意 ★反省文の提出
レベル3	☆体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為	★一定期間(1年以内)の指導及びベンチ入りの禁止
レベル4	☆著しい体罰・暴力行為、レベル3の繰り返し	★指導及びベンチ入り禁止(1年以上)及び指導資格・役職等の剥奪
レベル5	☆刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等	★永久追放・チーム解散

平成18年3月に行われた全国理事長会議において、特別委員会より5段階罰則規定が提案され、承認された。

)による
うべき

等
なければ

る。

る。